

第3次函館市健康増進計画の構成

項目	記載内容
第1章 基本的事項	1 計画策定の趣旨 第2次計画の取組により、次世代の健康状態は改善傾向にある一方で、働く世代から高齢期にかけての健康課題は残っており、若い世代からの健康的な生活習慣の普及に加え社会的環境の質の向上を図る、新たな第3次函館市健康増進計画を策定した。
	2 計画の位置付け 健康増進法第8条第1項の規定に基づく市町村計画であり、函館市基本構想を具現化する個別計画。
	3 SDGsとの関係
第2章 市民の健康を取り巻く 現状と課題	1 人口動態 (1) 人口の推移 (2) 平均寿命と健康寿命の状況 (3) 死亡の状況 (4) 医療の状況 (5) 介護の状況 (6) 健診（検診）の状況
	2 健康状態と健康行動 (1) 栄養・食生活 (2) 身体活動・運動 (3) 飲酒 (4) 喫煙 (5) 歯・口腔の健康 (6) 休養 (7) 糖尿病 (8) 高血圧 (9) 腎疾患 (10) 悪性新生物（がん）
	3 健康はこたて21（第2次）の最終評価 ・ 目標値や最終値、評価内容
	4 健康課題の整理 (1) 働く世代へのアプローチ (2) 生活習慣の改善 (3) 生活習慣病の発症予防・重症化予防 (4) ヘルスリテラシーの向上と自然に健康になれる環境づくり
第3章 健康づくりの目標と 取組	1 第3次函館市健康増進計画の方向性 (1) 個人の行動と健康状態の改善 (2) 社会環境の質の向上
	2 計画期間 国の計画と合わせ、令和6（2024）年度から令和17（2035）年度までの12年間とし、計画開始後6年（令和11年度）に中間評価を行う。 ※ 国と同様、取組期間は10年間で、残り2年間は評価および次期計画作成期間
	3 施策の体系
	4 目標と取組 (1) 基本施策1 生活習慣の改善 (2) 基本施策2 生活習慣病の発症予防・重症化予防 (3) 基本施策3 生活機能の維持・向上 (4) 基本施策4 自然に健康になれる環境づくり (5) 基本施策5 健康増進のための基盤整備 (6) ライフステージに応じた主な取組
	5 計画の推進 (1) 推進にあたっての指標 (2) 推進体制 効率的・効果的に施策を展開していくために、健康増進計画策定推進委員会を中心としたPDCAサイクルの体制を構築し推進する。

【基本理念】

誰もが健やかで心豊かに暮らせるまち